

## 令和6年 北秋田市農業委員会 第7回総会

1. 開催日時 令和6年7月16日(火) 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所 本庁3階大会議室

3. 出席委員(34名)

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	4番 鈴木 豊
5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人
8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正
11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子
14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳
17番 武田 響一	18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	32番 若松 一幸
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員(2名)

2番 佐藤 稔 31番 野呂 義久

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第 1	報告第14号	会務報告
第 2	報告第15号	専決処分の報告
第 3	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 5	議案第31号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第32号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
第 7	議案第33号	北秋田市農業委員会処務規定の一部改正について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

27番 佐藤 政信 28番 小笠原 千春

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和6年 北秋田市農業委員会 第7回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番 佐藤 稔 委員、31番 野呂 義久 委員の2名となっております。</p> <p>委員総数36名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>27番 佐藤 政信 委員、28番 小笠原 千春 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第14号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第14号「令和6年6月分会務報告」です。読み上げてご報告いた</p>

します。

はじめに、6月5日 農地中間管理事業新任者説明会及び業務説明会が秋田テルサにおいて開催され足田主査が出席しております。

7日、第6回総会にかかる調査を市役所第2庁舎会議室において委員5名、事務局3名の出席により開催しました。また同日、オンラインにて開催された農業関係制度資金取扱説明会に簾内副主幹が参加しております。

14日、第6回の定例総会を北秋田市交流センターにおいて委員34名の出席により開催しております。

21日、秋田県農業会議第9回通常総会がホテルメトロポリタン秋田において開催され長岐会長が出席しました。なお、今回の総会の役員改選におきまして、二田孝治会長が退任され、後任として秋田市農業委員会佐々木会長が秋田県農業会議会長に選出されております。

つづいて地域計画策定にかかる地域農業者との協議につきましては、26日は阿仁地区において第1回目、27日は前田地区において第2回目の話し合いの場が持たれ、いずれも簾内副主幹が出席しております。

28日、オンラインにて開催された地域計画策定に向けた全国説明会に簾内副主幹が参加しております。また同日、秋田県農業委員会女性協議会総会並びに研修会が秋田県生涯学習センターにおいて開催され、委員4名と菊地副主幹が出席しました。こちらにつきましては後ほど参加した委員からご報告いただくこととしております。

また、先週11日から12日の2日間の日程で、先進地視察研修として宮城県内の農業法人等の視察を委員18名、事務局2名の参加により実施したところですが、こちらにつきましても後ほど参加者を代表して佐藤総務小委員長よりご報告いただくこととしております。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がありましたが、6月28日開催の秋田県農業委員会女性協議会総会並びに研修会に関して、当日出席された委員から報告をお願いしたいと思います。

9番、13番、20番

[9番 多賀谷テル子 委員、13番 土田紀子 委員、20番 金田悦子 委員よりそれぞれ報告]

議 長

どうもありがとうございました。

つづいて、先進地視察研修の参加者を代表して佐藤総務小委員長より報告をお願いします。

36番 [36番 佐藤 篤史 委員（総務小委員長）より報告]

議長 佐藤総務小委員長ありがとうございました。  
その他の事項は会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。  
次に報告第15号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。

報告第15号「令和6年6月分 専決処分の報告」です。表の6月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が3件、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が12件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(6) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が3件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が1件、合計21件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下4ページの受付番号3番まで、合計11筆、面積8,725㎡となっております。

次に(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理（農地法第3条の3の届出）です。

(受付番号1番を朗読)

以下9ページの受付番号12番まで、合計76筆、面積86,481.86㎡となっております。

次に(5) 農地所有適格法人の報告書の受理、並びに(6) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理ですが、法人の名称、受理日等は10ページ上段及び中段に記載のとおりとなっております。

次に(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

(7) につきましてはこの1件のみです。報告は以上です。

議長 報告第15号について事務局から説明がありましたが、(2) 非農地通

知の案件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。18番 武石 修一 委員からお願いします。

18番

18番の武石です。

番号1番から3番の3件を報告させていただきます。

調査日は7月5日、調査員は20番金田委員、21番藤岡委員、22番中嶋委員、と私、事務局から簾内副主幹、疋田主査の計6名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号1番の七日市字若木岱の農地は、七日市の上舟木集落から手前に650mほどの道路から、集落に向かって右手側に見える山林の中にある農地でした。申請のあった農地は図面では筆界未定でしたが、衛星写真を使い確認したところ、申請地を含め全体が森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

次に番号2番の栄字岩堰根の農地は、栄の摩当集落をすぎて道沿いに400mほどの道路から左手側にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

次に番号3番の綴子字田中上の農地は、鷹巣中学校から北に300mほどの場所にある集落と圃場の境目にある農地で、住宅に隣接した農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は水路程度の幅で65mほどの長さになる細長い形をしており、事務局からの聞き取りとあわせて農地として継続して耕作することは困難と判断しました。以上で報告を終わります。

議長

武石 委員、ありがとうございました。

報告第15号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書11ページをお開きください。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和6年7月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
(受付番号1番を朗読)

議案第29号の受付案件は以上の1件です。

なお、本案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号につきましては12ページをご参照ください。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。21番 藤岡 智洋 委員から申し上げます。

21番 21番の藤岡です。申請番号の1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。申請番号1番は資料の14ページから15ページになります。

三里字北の申請地は、三里の大内沢集落に隣接した整備された圃場の中にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 藤岡 委員、ありがとうございます。

議案第29号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、議案第29号について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第29号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをお開きください。  
議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。  
令和6年7月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
(受付番号1番を朗読)  
議案第30号の受付案件は以上の1件です。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願ひたいと思います。  
20番 金田 悦子 委員からお願いします。

20番 20番の金田です。申請番号1番を報告させていただきます。調査日と調査員は先程の報告と同様です。申請番号1番は、資料の18ページから20ページになります。  
阿仁長畑字羽立の申請地は、阿仁長畑の羽立集落に隣接した農地でした。目的は送電線鉄塔の建て替えのため、工事用地として一時転用の申請でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長 金田 委員、ありがとうございました。  
議案第30号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第30号について何かご質問、ご意見等ございませんか。  
  
(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第30号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 3 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 2 1 ページをお開きください。

議案第 3 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 6 年 7 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
はじめに利用権設定です。

( 受付番号 1 番を朗読 )

利用権設定案件は以上の 1 件です。

続いて一括方式です。議案書 2 2 ページをお開きください。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以下 3 3 ページの受付番号 2 0 番まで合計 68 筆、面積 111, 137 m<sup>2</sup>となります

以上の議案第 3 1 号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第 3 1 号について事務局の説明が終わりました。

それでは議案第 3 1 号中、一括方式の受付番号 1 5 番から 1 7 番を除いた件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 3 1 号中、一括方式の受付番号 1 5 番から 1 7 番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
つづいて、同じく議案第 3 1 号中、一括方式の受付番号 1 5 番から 1 7 番の 3 件の審議に入りますが、この件については議席番号 1 7 番 武田 響一 委員との関連がありますので退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

(退席：1 7 番 武田 響一 委員)

議 長 会議を再開いたします。  
議案第 3 1 号中、一括方式の受付番号 1 5 番から 1 7 番の 3 件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 3 1 号中、一括方式の受付番号 1 5 番から 1 7 番の 3 件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
暫時休憩いたします。

(着席：1 7 番 武田 響一 委員)

議 長 会議を再開いたします。  
次に議案第 3 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 4 ページをお開きください。  
議案第 3 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」  
農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下

記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和6年7月16日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志  
本件は利用権移転案件です。

(受付番号1番を朗読)

議案第32号の受付案件は以上の1件です。ご審議の程よろしく  
願います。

議長 議案第32号について事務局の説明が終わりましたが、この件につ  
いては、議席番号4番 鈴木 豊 委員との関連がありますので退席を求め  
ます。

暫時休憩いたします。

(退席：4番 鈴木 豊 委員)

議長 会議を再開いたします。

それでは議案第32号について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等  
ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第32号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。  
暫時休憩いたします。

(着席：4番 鈴木 豊 委員)

議長 会議を再開いたします。

次に議案第33号「北秋田市農業委員会処務規程の一部改正について」  
を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書35ページをお開きください。

議案第33号「北秋田市農業委員会処務規程の一部改正について」

北秋田市農業委員会処務規程（平成17年4月1日農業委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月16日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志

提案理由です。事務の迅速化を図るため、市町村及び農業委員会あての国からの通知等に基づいて所要の規定整備を行うものです。

具体的な改正内容については37ページの新旧対照表にてご説明します。第3条の事務分掌に規定する担当職員の事務のうち、農地担当の事務分掌が（1）から（6）までの6項目がありますが、これに新たに「農地中間管理事業の推進に関する法律に関すること」を（3）として追加し、以下各号を繰り下げて体裁を整えるものとなっております。

つづいて42ページをご覧ください。今般の一部改正の根拠規定である国からの通知「農地中間管理事業等の適正かつ円滑な実施について」の概要を記載しております。本通知は農用地利用集積等促進計画にかかる一連の事務の迅速化に関するものであります。機構が促進計画を定める場合あらかじめ農業委員会から意見聴取することとされておりますが、農地所有者から農地中間管理権等を取得する際の農業委員会からの意見聴取への回答は、農地法第3条第1項第14号の2の届出に準ずるものであり、実体的判断を伴うものではなく単なる事実の確認という形式的な事務であることから農業委員会会長等の専決とすることが可能である旨が示されました。これに基づいて今般の一部改正を行うものであります。

参考として中ほどの表に農用地利用集積等促進計画の決定にかかる事務の流れを記載しておりますのであわせてご覧ください。表の右側が現行の一連の事務処理の流れですが、①の農林課からの意見聴取の依頼から総会の議決を経て⑥の告示までおよそ60日の処理日数を要しているところですが、今般の一部改正で従来総会にて議決していたものを会長専決処分とすることにより、告示までの所要日数を15日程度短縮できる効果が見込まれます。これらの事務の迅速化を図ることが今般の一部改正の目的となります。

なお、本規程の一部改正にかかる訓令は公布の日から施行することとしております。また、参考として改正後の総会資料の様式イメージを別紙で添付しておりますので併せてご覧いただければと思います。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第33号について事務局の説明が終わりました。それでは議案第

33号について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

32番 32番 若松です。

この一部改正案は、総会を通れば最短で施行されるのでしょうか。来月分からは会長の専決となるというイメージでよいですか。

事務局 施行日に関するお尋ねですが、本議案が可決されましたら直ちに施行し、早ければ次回の8月の総会からは、先ほどお示しした新しい様式での資料を作成して報告させていただく予定としております。

32番 中間管理機構、農林課の職員は担当一人で事務をやっていると思いますが、ほぼほぼ間に合っていないと私は判断しています。春から申し込んでも契約が進まない、結局秋には自分でお金を払わなければならないという事態が去年から発生していて、おそらく今上がってこないという11月とかの支払が間に合わない。多分農協の円滑化事業が終わって大量に回ってきたということもあると思われれます。その辺の事務の迅速化が図られるということは私はいいいことだと思います。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第33号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。  
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。  
これをもって、令和6年第7回定例総会を閉会します。